

赤ちゃんが やってきました！

新しい家族が誕生したらやるべきこと、
手助けしてくれる制度があります。



Step.1

出生届／乳児一般健康診査受診票・予防接種券の交付／
赤ちゃん訪問



出生届

まずは出生届です。赤ちゃんが生まれた日から数えて14日以内に届け出てください。

届け出の際の注意点

- ・届出人欄に赤ちゃんのお父さん、またはお母さんが署名・押印(押印は任意)した上で、親族、その他の方が届書を持参されても差し支えありません。
- ・届出は、市民窓口センター及び各窓口センターで受け付けています。
- ・閉庁後や土曜日、日曜日、祝日の場合には、市役所宿直または土居窓口センター宿直でのお預かりとなります。
※ただし、この場合は、その他の手続きができませんので、後日あらためてお越しいただくことになります。
その際には、母子健康手帳をお持ちください。
- ・住所外以外の役所へ提出された方は、住所地の役所にて児童手当やこども医療、また予防接種や健診などについてお問い合わせください。

届け出に必要なもの

☐ 出生届書(出生証明欄に記載のあるもの)1通 ☐ 母子健康手帳

出生届の際に、右記の手続きも
必要な場合があります。

● 出産育児一時金(P9) ● 児童手当(P15) ● こども医療費助成(P36)

【お問い合わせ】 市民窓口センター ☎0896-28-6013

拡大新生児スクリーニング

令和7年4月1日以降に生まれたお子さんに対し、拡大新生児スクリーニング検査費用の助成を行います。ご出産にあたり希望される方は産科医療機関にご相談ください。詳しくは…





乳児一般健康診査受診票・予防接種券の交付

出生届を出した際に乳児一般健康診査受診票や予防接種券が配布されます。出生届の手続きの後、必ず最寄りの保健センターへお立ち寄りください。転入された方も転入の手続きをされた後、母子健康手帳をご持参の上、必ずお立ち寄りください。

※交付後に転出された場合は、使用できなくなりますので、転出先の市町村にご相談ください。



産婦健康診査

産後の母体の回復を願って、産婦健康診査(医療機関委託)にかかる費用の一部を助成します。妊婦健康診査等受診票に綴られている産婦健康診査受診票(産後2週間前後・産後1か月前後)をご使用ください。



産後ケア事業

出産後は、ホルモンの変化や育児不安により、こころやからだ不安定になりやすい時期です。このような時期に、指定の医療機関や助産院を利用して、赤ちゃんの世話や母乳について助言や指導を受けることができます。詳しくは保健センターまでお問い合わせください。

対象	四国中央市に住民登録がある、産後1年未満の産婦さんとお子さんで、産後の体調または育児に不安がある方
内容	●お母さんの健康状態についての相談、休息 ●乳房のケアや授乳指導 ●お子さんの健康状態や発育。発達のチェック ●育児相談 その他、利用施設等についてはホームページをご覧ください。



利用の種類と利用料

利用の種類		利用料金(1回あたり)			利用期間
		課税世帯	市民税 非課税世帯	生活保護世帯	
宿 泊 型	10時～翌日10時まで(3食付き)	2,700円	1,350円	無料	原則7日間 まで
日帰り型A	10時～16時まで(昼食付き)	1,500円	750円	無料	
日帰り型B	10時～20時まで(昼食・夕食付き)	2,500円	1,250円	無料	
訪 問 型	利用開始から最大2時間30分まで	1,000円	500円	無料	

※令和7年度の内容です。最新の情報は市ホームページをご覧ください。

こんにちは赤ちゃん訪問

市内で出生したすべての赤ちゃんを対象に家庭訪問を実施しています。保健センターの保健師、もしくは四国中央市が依頼している保健師・看護師等の資格を持った者が訪問し、赤ちゃんの身体計測や育児相談、健診や予防接種、各種母子保健サービス等の説明を行います。産後のお母さんを心強くサポートしてくれますので、気軽にご相談ください。

対象	生後4か月までのすべての赤ちゃんとお母さん
内容	赤ちゃんの身体計測、発育状況の確認、栄養や育児に関する相談、 予防接種の説明、母子保健サービスの案内など

低体重児の届出と未熟児訪問指導

体重が2,500グラム未満の赤ちゃんを出産した時は、その旨を届出なければなりません(母子保健法第18条)。出生届を出した際に、最寄りの保健センターへお立ち寄りの上、低体重児出生届出書を提出してください。医療機関からの連絡票や、上記届出書で必要が認められた場合は、未熟児訪問指導として保健師がご家庭を訪問し、養育等の相談・指導を行います。

【上記4つのお問い合わせ】 四国中央市保健センター ☎0896-28-6054

四国中央市にしかない子育て応援事業 乳児紙おむつ支給事業



四国中央市では、市内に本社のある子ども用紙おむつメーカーの大王製紙(株)とユニ・チャーム(株)の2社が協力し、1歳になるまでのお子さんがある保護者に紙おむつを無償で提供しています。市内の登録店で「きみはまちのたから 子育て応援券」と対象商品を引き換えてください。地元企業をはじめ、みんなが子育てを応援しています。

対象	1歳未満の子どもがいる保護者
引換券配布数	引換券最大40枚(対象商品40袋分)
引換券配布場所	保健センター

引き換え対象商品

※対象商品の写真等は、一例です。
詳細はお問い合わせください。



大王製紙株式会社

ユニ・チャーム株式会社

【お問い合わせ】 四国中央市保健センター ☎0896-28-6054

児童手当

児童手当は、高校生年代まで(18歳到達後の最初の3月末日まで)の児童を養育している方に支給されます。児童と別居しているなど、一部の方は毎年6月に現況届を提出する必要があります。お子さんが生まれたときは出生の翌日から15日以内に申請が必要です。なお公務員の方は勤務先に申請してください。

手当月額 (一人あたり)	[3歳未満] 15,000円…第1・2子 30,000円…第3子以降
	[3歳以上] 10,000円…第1・2子 [高校生年代] 30,000円…第3子以降
支給月	4月・6月・8月・10月・12月・2月(年6回) それぞれ前月分までの手当が支給されます。 (例) 3月1日に生まれた方は、4月分と5月分が6月に支給されます。

【お問い合わせ】 こども家庭課 ☎0896-28-6027

先輩ママ・パパの声



紙のまちならでは子育て応援
衛生的で、おむつかぶれとも無縁です。

上に7歳と4歳の兄弟がいます。1人目の出産のときは陣痛がとても酷くて、こんな辛すぎるならもう子どもはいらないとまで思うくらい。直後に紙おむつ支給事業が始まりましたが、出生月の関係で1月分しか利用できず、2人目以降でこの事業のありがたさを実感。こまめにおむつ交換をすることができ衛生的だし、おむつかぶれもしないので助かります。

